

三鷹まると博物館ボランティア規約

(趣旨)

第1条 本規約は、別紙で定める「三鷹まると博物館」の理念に賛同する三鷹まると博物館ボランティア（以下「ボランティア」という。）が「三鷹まると博物館」の活動者であるとともに、その運営を市民の立場から参加及び支援し、博物館活動の様々な分野において、市民と三鷹市が協働で事業に取り組み、自らが楽しみながら、一般利用者の利便に供する活動を行ううえで必要な事項を定めるものとする。

(所在)

第2条 三鷹まると博物館の活動は、三鷹市スポーツと文化部生涯学習課（三鷹市野崎一丁目1番1号）を事務局とする。

(ボランティア)

第3条 ボランティアは、三鷹まると博物館の活動主旨に賛同し、責任を持って主体的に参加し、三鷹まると博物館が実施する様々な事業等において、協働の活動を行うものとする。

(登録)

第4条 ボランティアの登録は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアになることを希望する者は、市に三鷹まると博物館ボランティア申込書（様式第1号）を提出する。
- (2) 前号の申込書を提出した者のうち、市がボランティアとしてふさわしい資質があると認めた者に、三鷹まると博物館ボランティア登録証（様式第2号）を交付する。

(有効期間)

第5条 有効期間は、ボランティア登録日から次項に規定する登録基準年の3月末日とし、更新を妨げない。

2 登録基準年は令和7年を第1回と定め、以降2年ごととする。

(保険等)

第6条 ボランティアは、三鷹市で加入する市民活動災害補償保険とは別に、ボランティア保険に加入することができる。

(条件等)

第7条 ボランティアが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、その他参加がふさわしくないと三鷹市が認める事情がある場合は、参加をお断りすること、また登録の取り消しをすることがある。

(退任)

第8条 ボランティアは、退任するときは三鷹市に三鷹まると博物館ボランティア退任届（様式第3号）を提出し、三鷹まると博物館ボランティア登録証（様式第2号）を返還するものとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

三鷹まると博物館ボランティア申込書

年 月 日

ふりがな		
氏 名		
住 所		
年 齢		
電話番号	自 宅	
	携 帯	
メール アドレス		
そ の 他		

三鷹まると博物館ボランティア活動を行うため、上記のとおり申し込みます。

三鷹市スポーツと文化部生涯学習課 宛

様式第 2 号（第 4 条関係）

（表）

三鷹まると博物館ボランティア登録証			
氏名			
有効期限：	年	月	日

（裏）

交 付 者：三鷹市スポーツと文化部生涯学習課

三鷹まると博物館ボランティア退任届

三鷹市スポーツと文化部生涯学習課 様

私は、三鷹まると博物館ボランティアを退任します。

年 月 日

署名